

○障害福祉サービスの利用者負担について

●利用者負担の仕組み

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

●負担上限月額

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

●１８歳以上の障がい者（施設に入所する１８、１９歳を除く）

| 区分   | 世帯の収入状況                                                     | 負担上限月額  |
|------|-------------------------------------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                                    | ０円      |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯                                                  | ０円      |
| 一般１  | 市町村民税課税世帯（所得割１６万円未満）<br>※入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者を除きます。（注） | ９，３００円  |
| 一般２  | 上記以外                                                        | ３７，２００円 |

（注）入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

●障がい児（施設に入所する１８、１９歳を含む）

| 区分   | 世帯の収入状況                  |                   | 負担上限月額  |
|------|--------------------------|-------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                 |                   | ０円      |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯               |                   | ０円      |
| 一般１  | 市町村民税課税世帯<br>（所得割２８万円未満） | 通所施設、ホームヘルパー利用の場合 | ４，６００円  |
|      |                          | 入所施設利用の場合         | ９，３００円  |
| 一般２  | 上記以外                     |                   | ３７，２００円 |

●所得を判定する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別                               | 世帯の範囲             |
|----------------------------------|-------------------|
| １８歳以上の障がい者<br>（施設に入所する１８、１９歳を除く） | 障がいのある人とその配偶者     |
| 障がい児<br>（施設に入所する１８、１９歳を含む）       | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |